

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済・その他金融商品の販売等の勧誘にあたって次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産等の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供をおこないます。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明をおこないません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問や電話による勧誘をおこないません。
5. お客様に対し、適切な商品勧誘がおこなえるよう役職員の研修に努めます。

平成13年4月1日 制定

宮崎中央農業協同組合